

研究代表者 各位

研究基盤課長

令和4年度科学研究費助成事業（補助金分）の繰越申請手続きについて

科学研究費助成事業の繰越（翌債）申請、再度の繰越（事故繰越）についてお知らせします。申請の対象となる事由が発生し、繰越を希望する場合は、科研費電子申請システム上で必要書類を作成し、提出してください。なお、作成にあたっては添付の「繰越申請書作成に当たっての参考資料集」、「繰越事由一覧」を必ず参照いただき、それらの内容に沿って記載をお願いします。

なお、繰越申請をせず残額が発生した場合は、国に返納します。返納により、次年度の交付額や次回以降の新規採択には影響しませんので、無理に使い切る必要はありません。

1 繰越申請の対象

以下の繰越事由及び繰越要件双方に合致していることが必要です（**交付決定日以降に発生**した事由）。

繰越事由（いずれかに該当）	内容
研究に際しての事前調査の困難	想定外の事由により、事前調査の見直しなどが必要な場合
研究方式の決定の困難	想定外の事由により新たな研究方式を採用する事が必要となった場合
計画に関する諸条件	予期せぬ問題が発生し、解決するまで、研究の延期が必要となった場合 例：研究協力者（機関）の事情、学会等の事情、機器の故障等
資材の入手難	予期せぬ外的要因により、計画通りに研究用資材を入手できなくなった場合
相手国の事情	研究に関係する相手国における想定外の事情により、当初計画を延期又は中断することが必要となった場合
気象の関係	豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合

※ 調整金制度：繰越制度の要件に合致せず繰越制度を利用できない場合、繰越申請期限を過ぎた後に繰越事由が発生し翌年度も研究期間が継続する場合は、「調整金」制度により次年度使用の申請ができます。

繰越要件（すべてに該当）	✗ 該当しないもの
当初計画の内容と時期が明確であるもの	✗ 当初から当該年度中に完結しないことが明らかなもの
交付決定後に繰越事由が発生したもの （交付決定日：令和3年6月21日）	✗ 交付決定時には既に発生・判明していたもの
当初計画では予想し得なかったもの	✗ 研究者の自己都合 ✗ 事前の調整不足や甘い見込みの研究計画、当初から容易に予想される事由
計画の見直し、繰越しが不可欠であるもの	✗ 当該年度中に再調整を検討していないもの ✗ 当該年度中に再調整が可能なもの
計画の見直しの具体的内容、見直し期間が明確化されているもの	✗ 全く異なる研究目的への変更 ✗ 不合理な変更 ✗ 翌年度中に事業が完結することが未確定なもの

2 申請方法

繰越（翌債）		
電子申請システム 対応	研究種目	新学術領域研究、学術変革領域研究、基盤研究（S・A・B）、若手研究（A）、特別研究員奨励費、研究成果公開促進費、奨励研究
	作成・提出方法	科研費電子申請システムで 様式C-26 繰越（翌債） を作成・提出
電子申請システム 非対応	研究種目	新学術領域（研究領域提案型）「学術研究支援基盤形成」
	作成・提出方法	様式C-26・B-2 別紙2 をダウンロードして作成・メールで提出 (https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/index.html)
再度の繰越（事故繰越）		
電子申請システム 対応	研究種目	新学術領域研究、学術変革領域研究、基盤研究（S・A・B）、若手研究（A）、特別研究員奨励費
	作成・提出方法	科研費電子申請システムで C-26-2 繰越（事故繰越） を作成・提出
電子申請システム 非対応	研究種目	新学術領域（研究領域提案型）「学術研究支援基盤形成」、研究成果公開促進費、奨励研究
	作成・提出方法	様式C-26-2・B-2 別紙2 をダウンロードして作成・メールで提出 (https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/index.html)

学内締切	第1回繰越申請	令和4年12月20日（火）※令和4年10月までに繰越事由が発生した場合
	第2回繰越申請	令和5年1月16日（月）※令和4年11月～12月までに //
	第3回繰越申請	令和5年2月3日（金）※令和5年1月以降に //

繰越制度は、補助金の研究種目が対象となるため、**基金種目は対象外**です。

特別研究員奨励費の場合、最終年度課題の繰越は出来ません。ただし、最終年度の翌年度に採用期間があり、採用期間中に完了できる場合は繰越が可能です。

3 注意事項

(1) 繰越承認要求額について

直接経費：繰越を希望される金額を入力、間接経費：**0円と入力**

(2) 研究計画

翌年度に繰越した研究計画は、本年度立てた研究計画を翌年度まで継続して実施していることとなりますので、翌年度に実施する研究計画と分けて考えることとなります。そのため、翌年度に交付される研究費と繰越した研究費を合算して使用することはできません。



(3) 注意事項

繰越承認申請は、財務省までの協議事項となり、**承認まで時間を要します（日本学術振興会、文部科学省、財務省の3者で審査を行うため、記載内容の修正等を求められることが多々あります。必ず記入例に沿ってご作成ください）。繰越承認通知があるまで経費を執行することはできませんので、ご了承ください。**

（所属毎の問い合わせ先）

八景・鶴見・舞岡 研究基盤課 研究費管理担当 三橋・山本 Email:kaken@yokohama-cu.ac.jp
 福浦・附属病院 研究基盤課 医学系研究費管理担当 有賀・坂 Email:fkenkyu@yokohama-cu.ac.jp
 センター病院 総務課庶務担当 牧野 Email:ce_ken@yokohama-cu.ac.jp